

京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成19年12月12日(水)午後2時00分から午後5時00分

2 場所

京都地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

稲富哲哉, 栗山裕子, 幸谷充康, 近藤晴夫, 齋藤淑子, 谷村紘一, 田端泰子,
藤井信吾, 吉田康二, 渡辺都, 安保嘉博, 栗坂満, 吉野孝義, 米山正明

(事務担当者等)

坂口裕俊(裁判官), 有田馨, 巽信裕, 中村壽章, 木崎正, 島田博敏, 内田
光一

4 議題

裁判員制度について

5 議事

(発言者: 委員長, 委員, 坂口裁判官, 事務担当者等(坂口裁判官を
除く。))

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 委員の自己紹介

(4) 意見交換等

ア 委員長については学識経験者の中から選任してはどうかとの意見も出され
たが, 吉野委員長が引き続いて務めることにつき, 了承した。

イ 議事録及び委員会の議事の公開について委員に諮ったところ, 次のとおり
従前の方針を継続することを確認した。

(ア) 議事録の公開

委員会において出された意見を各委員に確認した上、「議事概要」として京都地方裁判所のホームページに掲載する（発言した委員の氏名は表示しない。）。

(イ) 報道機関に対する委員会の公開

議事の傍聴は認めない。

報道機関からの要望があれば，冒頭（所長あいさつまで）における撮影を認める。

ウ 委員長代理の指名

吉野委員長は，米山委員を委員長代理に指名した。

エ 坂口裕俊京都地方裁判所判事から，裁判員制度の概要について説明

オ 意見交換

坂口裁判官から裁判員制度について説明をしたので，坂口裁判官には意見交換に加わってもらい，皆さん方からの質問について適宜答えさせていただきます。

まず，制度のあらましについて，何か質問はないか。

裁判員制度において，殺人事件等重い事件だけを対象にするのはなぜか。それ以外は今までどおり裁判官だけで行うのか。裁判員制度を育てるために適当な事例があればそれも対象にするのか。

法律上裁判員制度の対象事件が決められている。具体的には法律の定める死刑又は無期の懲役若しくは禁固刑が定められている事件，あるいは故意の犯罪行為により被害者が死亡した場合の事件が対象事件とされている。それ以外の事件については，今までどおり裁判官だけで裁判をすることになっている。

なぜそういう事件を対象にすることになったのか。

軽い事件も対象にした方がいいのではないかという議論もあったが，重

大な事件については社会的関心が強く、国民の意見を聴くのにふさわしいと判断されたようだ。また、窃盗のような軽い事件を選定すると、対象事件数が膨大になり裁判員の負担が大きすぎるということも一つの理由のようである。

評決で過半数の意見を取る際、一票の重みが裁判官と裁判員が同じというのは疑問がある。法律の専門家である裁判官の専門性を重視すべきではないか。

裁判員制度は、法令の解釈に関わる判断等法律的専門性以外の場面について国民の意見を入れることにしたので、同じ重さにしたものと思われる。例えば、事実認定については国民の経験等を踏まえた意見を出していただくことになるので、同じ重さでよいのではないかと思われる。

裁判員制度を導入した理由は、先程説明をしていただいた他に、もっと深い理由があるのではないか。今この時期に導入する理由は何か。

坂口裁判官の説明はいわば公式見解である。弁護士としては、この制度ができて喜んでいるところであるが、それはこれまでの刑事裁判に問題があった、つまり、調書裁判という点、警察が作成した調書を中心に裁判が行われ、法廷における公判期日が儀式化されていたという問題点があった。捜査段階の取り調べが可視化されておらず、これを法廷で白黒はっきりさせるのは難しく、これを法廷で審理しても水掛け論になり公判が長引いてしまっていた。現在、取り調べ状況のビデオ撮影が一部行われているが、これは裁判員制度ができたから始まったことと言えるのではないか。少しずつではあるが公判廷で検察官と弁護人が意見をぶつけ合う形で裁判が進むことになってきている。本来の刑事裁判に立ち返るということで必要な制度であったと弁護士会は考えている。

今のは弁護士会の立場からの意見であるが、検察庁としてはいかがか。

私は今までの刑事裁判は間違っていたとは思っていない。裁判員制度を

導入したのは、これまでの刑事裁判は専門的過ぎた、細かな部分まで立証が必要となっていた、この点について国民の理解が得られなかったのではないかと考えている。また、量刑面にしてもなぜこんなに重いのか、軽いのかいろんな意見があった。そこで、国民の意見を聞いてみようということになった。刑事事件を根本的に見直して、国民のみなさんに大きな視点から見てもらおう、新しい風を吹き込んでもらおうという観点から考えられたのではないかと考えている。

裁判所としてはいかがか。

先ほどの意見については、刑事裁判に携わってきたものとして、裁判官としても謙虚に受け止めたいが、裁判員制度がそのような批判に基づいてできたものかという点についてはやや疑問がある。司法制度改革審議会での議論ではこれまでの刑事裁判はトータルとしては公平性等という点で問題はない、良質な裁判がされているという意見が多かった。しかし、このままこの裁判を続けていいという意見はでなかった。件数的には一部であるが、例えばオウム裁判のように、国民の観点からはなぜあのように審理に長時間かかるのか、量刑が軽すぎるのではないかという疑問としては東名高速道路での自動車事故の事件があった。これまでの裁判は、法曹三者だけが分かる法律概念だけを使って攻撃防御が展開された裁判だったと言える。トータルとしては良かったが、制度疲労、不満もたまっていたのではないか。そこで、刑事裁判の過程に国民が入ることによって、それぞれの生活経験を基に率直に意見を述べてもらう必要があるという意見が出された。したがって票の重みも裁判官と裁判員とで同じものとし、できるかぎり刑事裁判の結果を国民の感覚に近づけようとしたのではないか。いろんな不満の出る制度ではあるが、長所がまさると考えられこの制度が作られたと考えている。

国民からこの制度を作ってくれと言う声は上がった経過はあるか。

法制審議会で審議されたが、それに至る公聴会、パブコメ等で国民の意見が寄せられたと聞いている。国会においては国民の意見を踏まえた審議がされ、若干修正の上、可決されたものと聞いている。国民側からの必要性もあったと考えている。

裁判員の数が6名なので、国民の意見が重いことになる。専門家である裁判官の存在が薄まるのが気になる。

私も、裁判員が6人、裁判官が3人となった点が気になる。

6対3の人数の関係は、色々議論があったと聞いている。この数になった背景としては、裁判官の数が多いと裁判員が率直な意見が言いにくいのではないのか、裁判員が少し多い方が裁判員から意見が出やすいのではないのかという議論がされたと聞いている。

事件について予備知識を持たないようにした方がいいのではないかという話を聞いたことがある。しかし、学校長を経験した私の観点からすれば、教育というのは子供の背景をみないといけないということを言われる、加害者の背景をみる必要があるのではないか。私が裁判員に選ばれた場合、加害者の背景を知りたいという気持ちが働く。

ところで、死刑判決を出すような場合、裁判員はそのことでずっと悩むことになるのではないか。選ばれた人への精神的フォローはどうするのか。

これは裁判員の辞退事由の一つとして政令案で挙げられている精神上重大な不利益が生ずるおそれがある場合に当たるのかどうかという問題に関係すると思われるが、裁判所から説明はあるか。

死刑等の重い刑を下した場合、後で何も感じないという人はないだろうが、それは一人で出した結論ではなく、裁判員と裁判官と一緒に議論を重ね、当該被告人の汲んでやるべき事情にも考慮して出した結論と思っていた方がよく、一人で背負い込む必要はないと思う。そして、社会の構成員の一人としてその責任を果たしたということで、心を整理してもら

えばいいのではないかと考える。

裁判員は社会通念を反映させるため参加するのだと思われるが、裁判所は審理の過程において、そうした国民の視点等を反映させるために運用上どのような点に留意しようと考えているのか。

審理の過程において中間評議といって簡単な意見交換をし、それを踏まえてその後の証人尋問に臨むことを考えている。評議においても配慮が必要であるが、例えば、自由に気後れせずに意見を出してもらうための配慮として、一定の説明はするが、裁判所側から誘導的な発言はしない、裁判員から先に意見を言ってもらう、専門的な観点からはこうですという言い方はしないなどの配慮をしたいと考えている。

国民の視点等を反映した社会通念ということ考えるとすれば、高裁、最高裁でも裁判員制度を入れるべきではないか。また、そうでないと高裁、最高裁で一審判決が覆されて裁判員制度が有名無実になるのではないか。

高裁、最高裁の審理でも裁判員を入れてはどうかという点については、最高裁では事実認定はせずに法律問題だけを判断しているので難しいだろう。高裁については、一審で出た裁判が適切かどうか判断しているところであり、こうした判断は一審で調べた証拠を精査する、つまり記録をどう読むかという作業をしているので、これを裁判員にしてもらうというのは大変ではないか。一審の裁判が妥当かどうかという作業は専門的である。

一審の結論がひっくり返ったら有名無実ではないかという意見については、上訴審においては、一審判決は国民の意見を踏まえた判断ということで重く尊重されるのではないか。一審の結論に問題がある場合は、一審に再び戻して再度裁判員を入れて審理するという方法もある。

民意が入るということは賛成だが、不安材料もある、それは国民が人を裁く倫理をそれぞれ持ち合わせているのかという点である。

また、量刑を出すということについては、メンタルケアの問題があるの

ではないか。出した結論を持ち帰るのは各個人であって、各個人がそれをどのように抱えていくのか、この点をどのように考えるのか、考えさせられる。

この点については、実際に裁判員制度が始まってみないとわからないところである。また、研究もされていない問題ではないかと思う。

地域社会で犯罪が起きた場合に、いろんな被害者、加害者、地域社会の治安の問題等を考えて、一番に妥当な刑を決めていただくことになるのであろうが、なかなか難しい問題かもしれない。

それを一般市民が考えるというのは、やはり大変である。これから模擬裁判等で検証していくことになると思われるが、何らかの検討を加えていく必要がある。

迅速に裁判するという点について、判決を受ける被告人側としては、不十分な審議で自分の量刑が決められるのではないかという心配感、それで満足できるのかという問題があるのではないか。

もちろん正義に適ったものでなければ社会も被告人も納得しない。真実を反映した公平な判決である必要があるので、今後も適正な裁判を行っていくことになる。従来、長期化する裁判については、精密司法といわれるように過度に精密であったところがある。これまで枝葉末節にこだわりすぎたところがあり、裁判におけるコアな部分はもっと少なく、周辺に注いだ審理を削いでも十分妥当な審理、判決を維持することができる。コアな部分について必要な資料も絞り込んで審理をし、重要部分を切り落とすわけではないので、裁判の質は変わらないと考えている。

弁護士の立場から言わせてもらえば、職業裁判官に裁いてもらうより、国民の方々が一生に一度のこととして判断してもらった方が期待できる。職業裁判官を批判するつもりはないが、裁判官は被告人がまた同じことを言っているという感覚や、時に緊張感を欠く場面もあるのではないか。弁

護士からすれば真摯な国民に判断を出して欲しい、貴重な時間を割いてきてくれる国民の判断に期待したい。

検察官としては証拠を出し過ぎたところがあり、今後は証拠を選びすぐって、裁判員に理解してもらえるように出すので、法廷で行われる分についてはこれまでに比して密度の濃い裁判が行われると思っている。

これは非常に大きな問題だとは思う。裁判を受ける権利について、実質的には保証されていくとは思うのだが、裁判にかかわられる方の満足度を心理的な面でも保っていくというのは大きな問題と思う。ただし、裁判官が長年やっているとは緩みが出るというような意見については、裁判官としては常に緊張感を持ってやっているつもりであるので、抽象的な形であるが弁明させていただく。

これまでの刑事裁判に問題があったという点については、まずは法律の専門家の中で解決すべきではないのか。いきなり国民を裁判員として入れて、様々な問題点を解決しようというのは、若干飛躍があるのではないか。

また、審理の日にちは長くても5日くらいというスピード裁判が実施されるということであるが、えん罪率が高まるのではないか。

それに、裁判員に選定される人は広く偏らない形で選定されるというが、最近の社会ではモラルの低下があり、モラルを欠いた人が選任されることもあるのではないか。人数が30人くらいいけば大丈夫だろうが、6人ということになるとそのほとんどがモラルを欠いた人ということもあるのではないか。先ほどから、文字をあまり使わず、ビジュアルに訴えた資料を準備するという話もされているが、裁判に関わるについては文字にしたものを読む力のある人が選ばれる必要があるのではないか。日本人は声の大きい人に流されるという国民性があり、また赤信号みんなで渡れば怖くないというような判断がされることはないか心配である。

法律の専門家、法曹三者の中でまず改革でやればという点については、

法曹三者で変えるといってもすぐに意見が一致する訳でなく、なかなか全面的にリニューアルされない。社会通念とのずれが生じないようにするという点を実行するとなると、大きな改革が必要ということになり、このような制度ができたのではないか。

また、声の大きな人に流れるという点については、裁判官から十分情報の提供をするので、妥当な結論になるのではないか。

オウム真理教事件のようなものでも、5日間程度で審理を終えるのか。

それは不可能である。公判前に法曹三者が記録を十分読んで、証拠も開示して、弁護人の弁護を考慮しながら、必要な点について審理をすることになるが、オウム事件のようなレアな事件はもっと日数がかかる。仮に、2週間かかるとなった場合は、全て連日という訳にもいかないのです、裁判員の意見を聴きながらスケジュールを決めていきたいと考えている。

刑事裁判を抜本的に変える必要があるという説明は、裁判員制度の必要性について非常に分かりやすかった。

また、公務員については人員削減の流れがあるが、裁判所、検察庁についても人員削減を政府から言われていることはないのか。

裁判所も国の機関であり、政府の財政改革については裁判所も協力しているところであり、この10年来の司法制度改革の中で裁判所を初めとする司法はものすごく変わったと私どもは考えている。民間の本当にぎりぎりの努力をされている方から見るとまだまだ甘いという点もあるかもしれないが、裁判所は大きく変わったと考えている。一方で、いろいろな事件の種類も増えてきており、そうした中で、人員についても一定の理解を得ながら、少しずつではあるが裁判官についても増えてきている。私どもはもっと必要だということで要求はしているが、幸いなことに減らずにいるという状況にあることだけは間違いない。今後とも、私どもは必要な人員は確保していくという姿勢でいる。

裁判員の選任については、みんな簡単にオーケーするとは思えないので、調整をするのは大変ではないか。例えば、呼び出しにかかる手間もかなりなものになるのではないか。

検討中であるが、一事件で50～100人を呼び出すことになると思われるが、京都一年で70件裁判員制度の対象となる事件があるとするとそれだけでもかなりの事務量である。コールセンターを設置するという話もあるが、どのようにスムーズにやっていくのかは今後の検討課題である。

法曹三者の意見を聴いて、裁判員制度については、自分たちもしっかりやっていかなければならないと思った。これから勉強が必要と思った。

また、殺人とか重大な事件を起こした人は、それなりの罪を償うのは当然と考えている。今日、思いもよらない殺傷事件が起きているが、罪を犯した人がすべて更生できる人ばかりではないので、いろいろと考えないといけないことがある。

カ 次回のテーマ等

次回以降のテーマについては、アンケート的なものを行いたいと思っている。

ただし、本日は裁判員制度について率直な意見交換等ができたと思われるので、できれば次回にこのメンバーの方々に実際に評議を行いたいと考えている。

なお、次回の開催時期は3月ごろとし、後日、日程調整を行う。